

豊川市防災協力事業所の 登録募集中！

～地域における防災への取り組みにより、地域貢献しませんか？～

○なぜ今、事業所の防災協力が必要なのか

事業所等は、地域の防災力の担い手として下記のような特徴を持ち、地域の防災力強化のキーマンとなっています。

事業所等が持つ組織力、専門的な技術・資機材は、大規模な災害が発生した際、地域にとってとても大きな力になります。

【事業所の特徴】

- ① 地域に密着し、被災地の近くに所在するため、迅速な初動対応が可能。
- ② 平時における企業・事業所活動の中で培った組織力が発揮できる。
- ③ 専門的な資機材やスキルを保有し、多様な活動が可能。

○災害に強いまちづくりを推進するため、防災協力事業所制度に参加してください

豊川市防災協力事業所登録制度に参加できるという事業所等は、「豊川市防災協力事業所登録(変更)申請書(様式第1号)」に協力できる業務を選択記載して登録をお願いします。登録された場合、豊川市より登録認定証及び掲示用標識を交付します。災害発生時には、市からの要請に基づき、各事業所等本来の業務の支障とならない範囲内で事業所などがある小学校区の地域における防災活動にご協力をお願いします。

また、豊川市又は地域の自主防災会などが実施する防災訓練、研修会等の防災事業への積極的な参加をお願いします。

【災害時の協力項目】

○労務の提供

- ・ 初期消火
- ・ 避難誘導
- ・ 資機材を用いた救出活動
- ・ 応急処置、復旧作業
- ・ 技術者の派遣
- ・ 避難者等への生活支援
- ・ 要配慮者の一時受入
- ・ 人命救助・救護
- ・ 負傷者の搬送
- ・ 障害物の撤去
- ・ 物資、資機材等の調達及び搬送
- ・ 避難所の運営活動
- ・ 避難地の巡回、治安維持活動
- ・ 災害情報等の提供

※裏面に続きます。



○物資の提供

- ・食料品
- ・医薬品、衛生材料、介護用品
- ・衣料、身の回りの品
- ・日用品(大工道具等)
- ・学用品
- ・資機材(バール、ジャッキ等)
- ・飲料水
- ・電化製品
- ・寝具
- ・アウトドア用品
- ・井戸水
- ・仮設物(発電機、仮設トイレ等)

○資機材等の提供

- ・建設重機
- ・災害対応活動に必要な資材
- ・負傷者等の搬送用車両等
- ・広報車両等

○一時避難場所等の提供

- ・自社ビル、店舗等の貸与
- ・事業所敷地の貸与
- ・入浴施設の提供
- ・駐車場、体育館、グラウンド等の開放
- ・空き地の貸与
- ・テント等の貸与、設置等

○その他防災上必要な協力

- ・救援物資の保管、集積場所の提供

○対象となる事業所等とは

法人格の有無にかかわらず、市内に店舗、工場、事務所等を有する事業所、または市内に活動拠点を置く指定非営利活動法人及びボランティア団体等で、制度の趣旨に賛同し、自発的に登録を希望する事業所や団体が対象となります。

○補償・経費負担

豊川市からの要請に基づいた防災協力活動中にその活動に起因して負傷した場合は、豊川市消防団員等公務災害補償条例に基づき補償されます。

また、防災協力活動に要する経費につきましては事業所等の地域貢献活動の一環として事業所の負担となります。

○防災協力事業所のメリット

- ・地域に貢献する機会が得られ、地域の信頼を得ることができます。
- ・名刺・広告への掲載などで、対外的に広報することができます。社会貢献の高い事業所等としてイメージアップすることができます。

防災協力事業所登録制度に関する問合せ先

豊川市企画部防災対策課

電話番号：0533(89)2194

Fax 番号：0533(89)2655

E-Mail：bosai@city.toyokawa.lg.jp